

高病原性鳥インフルエンザについて

1. 疾病の特徴

- (1) トリの疾病としては、死亡率が高い、又はウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のインフルエンザウイルスによるものをいう。鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等を呈する。トリ同士の接触感染の他、水、排泄物等を介したトリへの感染もある。
- (2) ヒトへの感染については、感染したトリとの接触等により感染例が知られているが、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによるヒトへの感染は世界的にも報告されていない。
- (3) 仮にヒトに感染しても、ヒトのA型インフルエンザウイルスの診断に使う迅速診断キットで、鳥インフルエンザウイルスを検出することが可能であり、また、A型インフルエンザの治療に用いられている抗インフルエンザウイルス薬が、鳥インフルエンザに効果があるといわれている。

2. 発生状況

- (1) トリでの発生は、香港、中国、台湾、米国、ドイツ、韓国、オランダ、デンマーク、イタリア、チリ及びベトナム等、世界各地で報告がある。
今回の発生を受けて、農林水産省では発生した農場への立入制限、飼育されている鶏の殺処分、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒、同農場から半径30km 以内の家きんの移動制限を、厚生労働省では同農場からの鶏卵の自主回収の要請、養鶏従事者の健康状態の確認及び感染防御の徹底を指導している。
- (2) ヒトへの感染は、香港（H5N1 型：1997 年、2003 年）、オランダ（H7N7 型：2003 年）、及びベトナム（H5N1 型：2004 年※）で確認されている。
※ 昨年 10 月以降、ハノイ市等で 14 名（小児 13 名、大人 1 名）が重篤な肺炎にかかり、うち 12 名（小児 11 名、大人 1 名）が死亡しており、死亡した者のうち 3 名（小児 2 名、大人 1 名）から H5N1 型のウイルスが検出されている。ヒトからヒトへの感染は否定されているものの、感染経路については現在不明。

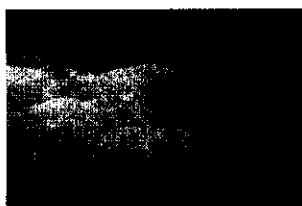
高病原性鳥インフルエンザ(Highly Pathogenic Avian Influenza)

1. 有害生物名 高病原性鳥インフルエンザウイルス

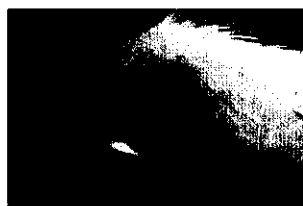
学名 : A型インフルエンザウイルス (Influenza A virus)

2. 生物学的特徴

家きんペストとはオルソミクソウイルス科のインフルエンザウイルス感染による家きんの疾病のうち、鶏、七面鳥などに高致死性の病原性を示すウイルス感染による疾病をいい、わが国では家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定し、世界獣医事務局 (OIE) では高病原性鳥インフルエンザ (highly pathogenic avian influenza) としてリストA疾病にランクしている。現在までに本病を引き起こしたウイルスは全てA型インフルエンザウイルスのH5またはH7亜型に限定されている。また、これまでに弱毒のH5またはH7亜型のインフルエンザウイルスが鶏群あるいは七面鳥群で伝播を繰り返すうちに強毒に変異した事例があり、わが国では高致死性を示すウイルスのみならずH5およびH7亜型のウイルスについては弱毒でも感染家禽を殺処分措置で防疫することになっている。1997年香港では、家禽ペスト型ウイルスに感染した18人中6名が死亡する症例があり人獣共通感染症の一面も考慮しなくてはならない。2003年にも香港で鳥インフルエンザ (H5N1) のヒト感染症例が発生した。



肉冠の出血・壊死
(写真1)



顔面の浮腫性腫脹
(写真2)



脚部皮下の出血
(写真3)

本病発生の鶏や七面鳥群では突然の死亡率の上昇があり、高い場合には100%に達する。臨床症状は肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死(写真1)、顔面の浮腫(写真2)、脚部の皮下出血(写真3)、産卵低下又は停止、神経症状、下痢等であるが、迅急死亡例ではこれらの病変が認められないことが多い。

3. 被害発生

わが国では1925年の発生例からH7N7のインフルエンザウイルスが分離されており、それ以降は発生がなかったが、2004年1月山口県でH5N1亜型の発生が79年ぶりに確認された。最近の世界での発生例としては、香港(1997年、H5N1)、オーストラリア(1997年、H7N4)、イタリア(1997年、H5N2)およびイタリア(1999年、H7N1)、オランダ(2003年、H7N7)、韓国(2003年、H5N1)、ベトナム(2004年、H5N1)などである。

4. 防除法

本病の診断は、発症または死亡鳥からのウイルス分離で行う。気管、肺、直腸スワブ等の材料を9-11日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に接種してウイルスを分離し、分離ウイルスの病原性をOIEの定める判定基準(8羽の鶏に接種して6羽以上死亡など)に従い判定し、高病原性の場合を家きんペストとする。本病の防疫は感染家禽群の殺処分により行う。

(独立行政法人動物衛生研究所HPより)

感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出基準

(平成15年11月5日施行)

高病原性鳥インフルエンザ

《定義》

鳥インフルエンザウイルスのうち、特にH5及び(又は)H7亜型のヘマグルチニンを持つものはニワトリに対する病原性が強い。ヒトに対しても強い病原性を獲得する可能性が高い。H5N1ウイルスの感染により、1997年に香港で6名が死亡し、さらに2003年に2名が死亡した。2003年にオランダでニワトリにH7N7ウイルスの感染症が発生、流行した際に、獣医師が1名死亡した。現在のところ、我が国では家禽類からは、H5及びH7ウイルスは検出されていない。

《臨床的特徴》

感染した家禽あるいは野生鳥などからヒトにH5またはH7ウイルスが感染することがごく稀にある。オランダでのA/H7N7による事例では、ヒトからヒトへの感染も起こったと報告されている。潜伏期間は通常のインフルエンザと変わりなく、1～3日と考えられており、症状は突然の高熱、咳などの呼吸器症状の他、重篤な肺炎、全身症状を引き起こす。A/H7N7ウイルスの感染では結膜炎を起こした。過去の香港でのA/H5N1ウイルスによる事例では、感染拡大防止のために大規模な家禽の屠殺処分が行われた。

上述の症状のごとくインフルエンザを疑わせる症状があり、A型インフルエンザウイルスが分離同定されるものの、A/H1N1あるいはA/H3N2に対する抗血清と反応せず、亜型判別不能の場合には本疾患を疑う。

《報告のための基準》

- 診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、ウイルス分離において、A型インフルエンザウイルスが同定されるものの、A/H1N1、A/H3N2の抗血清に反応せず、亜型判定不能であり、かつ、以下のいずれかの方法によって病原体診断がなされたもの。

- ・病原体の検出

- 例、咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料など上下気道からの検体から、A/H1N1、A/H3N2以外のA型インフルエンザウイルスの分離同定 など

- ・病原体の遺伝子の検出

- 例、咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料など上下気道からの検体から、A/H1N1、A/H3N2以外のA型インフルエンザウイルスの遺伝子の検出 など

- ・血清抗体の検出

- 例、A/H1N1、A/H3N2以外のA型インフルエンザウイルスに対する抗体の上昇を確認

《備考》

まん延防止には、インフルエンザ予防接種歴、渡航歴、症状詳細、職業、野生鳥や鶏との接触歴などの情報を把握することが有用である。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生があった。なお、国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生となる。

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

2 発生の経過

(1) 平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月12日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。

(2) 引き続き、同動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行っていたところ、1月13日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。

なお、韓国等で分離されているウイルスと血清亜型が同一であるが、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにすることは困難であり、引き続き、感染経路の特定のための疫学調査を実施することとしている。

3 防疫対応の状況

(1) 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。

(2) さらに、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を開始したところである。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

4 その他

- (1) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。なお、3の移動の制限により、制限地域からの鶏・卵の出荷は禁止される。
- (2) 厚生労働省においては、
- ① 食品を摂取することによる人へのインフルエンザ感染はこれまで報告されていないが、山口県と協議して、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導している。
 - ② また、諸外国では生きた鳥との接触により人に感染した事例が報告されていることから、山口県を通じて養鶏従事者等関係者に対し、健康状態の確認、感染防御の徹底を指導している。

高病原性鳥インフルエンザとは

1 本病の特性

(1) 鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスのものをいう。

鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等を呈する。

鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排せつ物等を介しても感染する。

(2) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

2 発生状況

(1) これまで、香港、中国、米国、ドイツ、韓国等世界各地で発生している。日本では、1925 年以来発生はない。

(2) 1997～98 年に、香港で人の感染が報告されたことから大きく注目。

高病原性鳥インフルエンザ対策について

1. 山口県における発生事例を受けた対応

- 山口県と協議の上、鶏卵の自主回収を要請するとともに、養鶏従事者等への健康状態の確認、感染防御の徹底を指導(1月12日)
- 医療機関への情報提供、患者と疑われる者が発生した場合の厚生労働省への報告、地方衛生研究所における検査体制の確認、国民への情報提供を都道府県等に事務連絡で要請(1月12日)
- 高病原性鳥インフルエンザに関するQ&Aをホームページに掲載(1月13日)

2. ベトナムにおける発生事例を受けた対応

- ベトナムへの渡航者、同国からの帰国者に対して検疫所から情報提供を行うよう各検疫所に対して指示(1月13日)

3. その他の対策

- 感染症法の改正により、高病原性鳥インフルエンザを4類感染症として追加(平成15年11月～)
- 新型インフルエンザ対策を専門家会議において検討
- 豚を調査対象としたインフルエンザ流行予測調査の実施
- インフルエンザ検査キットの承認
- 抗インフルエンザ薬の承認
- 調査研究事業
 - ・インフルエンザ大流行(パンデミック)に関する研究
 - ・新型ウイルス系統調査・保存事業の実施

等

4. 今後の対応

- 保健所と家畜保健衛生所との連携の強化を都道府県等に要請
- 厚生科学審議会感染症分科会の開催
- 新型インフルエンザの発生に備えた準備

事 務 連 絡
平成16年1月12日

〔都道府県〕
〔政令市〕 感染症担当課 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課

国内の鶏(ニワトリ)からの高病原性鳥インフルエンザの検出について

標記について、本日、農林水産省より別添1のとおり公表されたことを受け、厚生労働省としての対応を別添2により公表したところです。つきましては、各自治体におかれても下記のとおり対応いただくようお願いします。

記

1. 管内の医療機関、医師会等の関係機関に公表内容を周知するとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われる患者等の情報提供についても協力を求めること。また、入手した関係情報については、当課あて報告いただきたいこと。
2. 今後、高病原性鳥インフルエンザが疑われる患者等が発生した場合に備え、地方衛生研究所における高病原性鳥インフルエンザの検査体制について確認すること。
3. 追って配布予定の「高病原性鳥インフルエンザQ&A」を参考に、国民への正確な情報提供に努めること。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生があったので、その概要をお知らせします。なお、国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生となります。

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町
発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

2 発生の経過

平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。
- (2) 今後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置をとることとしている。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

4 その他

- (1) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。なお、3の移動の制限により、制限地域からの鶏・卵の出荷は禁止される。
- (2) 厚生労働省においては、
 - ① 食品を摂取することによる人へのインフルエンザ感染はこれまで報告されていないが、山口県と協議して、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導している。
 - ② また、諸外国では生きた鳥との接触により人に感染した事例が報告されていることから、山口県を通じて養鶏従事者等関係者に対し、健康状態の確認、感染防御の徹底を指導している。

【報道機関へのお願い】

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていくので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

連絡先 農林水産省消費・安全局
電 話：03-3502-8111（代表）
担当者：衛生管理課 杉崎（内線3220）
小倉（内線3202）
03-3502-5994（直通）、03-3502-8206（直通）

高病原性鳥インフルエンザとは

1 本病の特性

(1) 鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスのものをいう。

鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等を呈する。

鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排せつ物等を介しても感染する。

(2) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

2 発生状況

(1) これまで、香港、中国、米国、ドイツ、韓国等世界各地で発生している。

日本では、1925年以來発生はない。

(2) 1997～98年に、香港で人の感染が報告されたことから大きく注目。